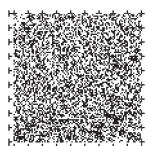


令和2年版環境白書から

# 愛知の 環境のあらまし



音声コード(S P コード)  
活字文章読み上げ装置  
で、情報を音声で聞く  
ことができます。



## — はじめに —

本県の「環境白書」は、1971年に初刊を発行し、今年でちょうど50年を迎えました。1971年当時は、工場等を発生源とする「産業公害」が全国で大きな社会問題となり、本県においても県民生活に深刻な影響をもたらしていました。

また、1980年代以降、自動車の急増や人口・住宅の過密化による「都市・生活型公害」やグローバル化した社会経済活動等に起因する地球温暖化、生物多様性の損失などの「地球環境問題」が顕在化するなど、半世紀の間に環境に関わる課題は大きく形が変化してきました。

さらに、近年、環境・経済・社会の諸課題を統合的に解決することを目指すSDGs（持続可能な開発目標）への取組が国際社会全体で進められています。

こうしたことを踏まえ、今回の環境白書の「特集1」では、この50年を節目と捉え、法令の整備、規制強化による産業公害の克服、多様化・複雑化する地球規模の環境問題に対する本県の取組などを紹介します。

また、「特集2」では、全国トップレベルのZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を目指し、新エネ・省エネ技術などを積極的に導入して2020年4月に全面供用開始した「愛知県環境調査センター」と、同センターの1階に、持続可能な未来の社会を担う人づくりを進めるため、環境学習の拠点としてリニューアルした「あいち環境学習プラザ」を紹介します。

2020年は新型コロナウイルス感染症を発端とした新たなライフスタイルへの転換期でもありました。今後は、感染症対策を行いながら、SDGsの考え方も活用し、持続可能な社会の構築に向けた取組を推進してまいります。

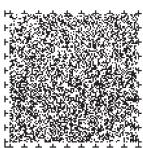
最後に、この環境白書が、愛知の環境についての理解を深め、また、県民、事業者、関係団体の皆様がそれぞれの立場から環境をよりよくするための取組を進めていただくきっかけとなれば幸いです。

2020年12月

愛知県知事 大村秀章

## 目 次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 特集1 「環境白書」50年に見る愛知の環境のあゆみ | 1  |
| 特集2 愛知県環境調査センターのリニューアル    | 10 |
| 地球温暖化                     | 13 |
| 大気環境                      | 15 |
| 生活環境（騒音・振動・悪臭）            | 18 |
| 水環境                       | 19 |
| 土壤環境・地盤環境                 | 22 |
| 廃棄物・資源循環                  | 24 |
| 自然環境・生物多様性                | 26 |
| 環境リスク                     | 29 |
| 人づくり・環境学習等                | 29 |
| 環境における各種基盤施策              | 31 |



# 特集1 「環境白書」50年に見る 愛知の環境のあゆみ



## 1 はじめに

県の「環境白書」は、1971年の初刊（当時は「公害白書」）発行以来、毎年発行し、今回でちょうど50年目となりました。初刊発行当時は、工場等を発生源とする「産業公害」が全国で大きな社会問題となり、県においても県民生活に深刻な影響をもたらしていました。

法律や条例の整備、公害発生源に対する規制の強化などにより、産業公害による環境汚染は減少しましたが、1980年代からの急速な都市化の進展に伴い、生活排水などの県民生活を原因とする「都市・生活型公害」が新たな環境問題として発生しました。

また、1990年代からは、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨、森林減少や砂漠化、生物多様性の喪失といった「地球環境問題」が顕在化しています。

地球環境問題については、現在に至るまで地球温暖化や生物多様性の喪失に歯止めがかからず、更なる取組を推進していく必要があります。

この特集では、環境白書50年の機会に、環境問題の変遷とそれに対する取組等を紹介します。

## 2 公害問題の発生から産業公害対策の時代（1950年代～1970年代）

わが国の経済は、1950年代半ばに入ると急激な成長発展期を迎えると同時に、技術革新、エネルギー転換、産業構造の変革など生産活動の著しい高度化、大規模化が進行した結果、工場からのばい煙、排水等の排出量が増大し、大気汚染、水質汚濁等の問題が発生しました。

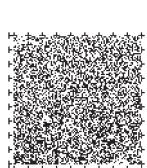
一方、同時期の本県の産業は、機械、自動車、鉄鋼金属、化学などの重化学工業の進展が特に著しく、また、これらの工業に関連した多数の中小企業の発展がみられ、1950年代後半には工場の排水による漁業被害や農業被害などの水質汚濁に係る被害が生じました。1960年代に入ると、その被害は広域化、多様化、大型化の傾向を示し、1962年には製鉄工場のばい煙、騒音問題も表面化しました。

全国的な公害問題が顕在化していく中、国においては、1958年に初めて公害の防止を直接の目的とする「公共用水域の水質の保全に関する法律」及び「工場排水等の規制に関する法律」が制定されました。さらに1962年には「ばい煙の排出の規制等に関する法律」が制定されました。

これらの法整備を受け、県でも本格的に公害問題に対処していくため、これまで確立されていなかつた「公害」の定義を明らかにするとともに、前記の法律を補完する目的で、1964年4月に「公害防止条例」を公布し9月から施行しました。また、同年4月に知事直轄に「公害課」を設置し、公害行政がスタートしました。

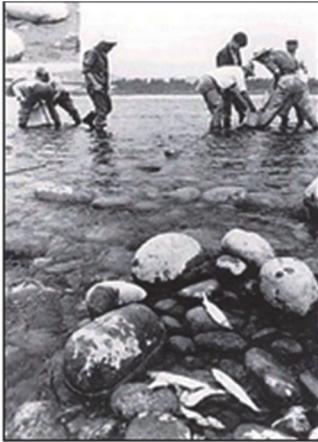
1960年代半ば以降、産業はますます発展しましたが、1973年末に発生した第1次石油ショックを契機に高度経済成長から低成長、安定成長へと移行しました。産業の発展と人口の増大、集中により市街地開発や過密化が進行するとともに、モータリゼーションの一層の進展により、硫黄酸化物や光化学オキシダントによるスモッグの発生、自動車排出ガスによる鉛汚染やポリ塩化ビフェニル(PCB)による環境汚染など、新たな公害問題が発生しました。

県においても、1968年に初めて硫黄酸化物に係るスモッグ注意報を発令したほか、1969年にはアユが大量に死する事件が起こりました。





スモッグの様子  
(1968年)



魚のへい死  
(1969年)



ばい煙を排出する工場群 (1969年)

また、この頃、工場の悪臭問題、排水問題、ばいじん問題や空港、トラックターミナルの騒音問題などが顕在化してきました。1971年には、初めて光化学スモッグに係る注意報を発令したほか、農用地のカドミウム汚染が問題となりました。さらに、水銀やカドミウム、PCBによる汚染が名古屋港等の水域で発生しました。

国は、1967年に「公害対策基本法」を制定し、以後これに沿って大気汚染防止法、騒音規制法等、個別法の整備強化がなされ、各種の具体的な施策が実施されるようになりました。

全国の公害問題は、わが国の高度経済成長に伴い1969、1970年頃に急速に深刻化し、これに対処するため、1970年のいわゆる公害国会において、公害対策基本法の改正を始め、14の公害関係法案が可決成立しました。また、1971年には環境庁が設置されました。

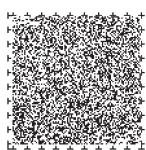
一方、県では、公害国会を契機として、従来の条例を全面的に改正した新・公害防止条例を1971年に施行しました。この条例では、事業者、県等の公害防止に関する責務を規定するとともに、ばい煙、汚水、騒音及び振動についての規制基準を定めるなど、公害発生源に対する規制を強化しました。また、毎年県議会に公害の状況及び公害の防止の施策に関する報告を提出することを定め、1971年12月に最初の「公害白書」が発行されました。組織面においても、1970年10月に「公害対策局」が設置され、翌年の1971年には体制を拡充し「環境部」に改編されました。

県の環境汚染は、各種排出規制を始めとする公害防止対策の推進と、事業者による積極的な公害防止努力、さらには事業者が省資源、省エネルギーに努めた結果、全般的に改善の傾向を見ることになりました。

また、高度経済成長期に広域化・大規模化した開発に対しては自然環境を保全する機運が高まり、国は1972年に「自然環境保全法」を制定し、本県においても、1973年に「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」を制定しました。この条例に基づき、県自然環境保全地域を指定し、保全を図るとともに、大規模な開発行為時の届出制度を設けるなど、自然環境の破壊の防止や植生の回復等を図ってきました。

### **3 都市・生活型公害の顕在化 (1980年代～)・地球環境問題の深刻化 (1990年代～現在)**

わが国では、1980年代からの急速な都市化の進展に伴い、自動車の急増による大気汚染や騒音などの交通公害、生活排水による水質汚濁、人口・住宅の過密化による近隣騒音問題、人口急増による廃棄物処理の問題など、一般の家庭生活を原因とした、「都市・生活型公害」が顕在化しました。その発生源は、



自動車や一般家庭など、個々には小さく、移動・分散するという特徴があり、交通公害への対策や生活排水対策などの多角的な手法を組み合わせた総合的な行政施策が必要となりました。

そのため、日常の環境保全意識の促進や資源・エネルギーの大量消費からなる社会経済システムの見直しなどに取り組んできました。

また、1980年は閉鎖性水域である三河湾の赤潮の発生件数がピークとなりました。1982年には赤潮等の発生を防止するため、国の指導を得て、愛知県、三重県、岐阜県及び名古屋市が協調して、窒素及びりんの削減対策を進めました。

20世紀後半の人類の活動は、科学技術の進歩に支えられて飛躍的に拡大し、先進国では、大量生産・大量消費・大量廃棄型のシステムが定着しました。一方、発展途上国では、爆発的な人口増加や経済的困窮を背景として森林伐採や焼畑農業が拡大しました。

これらの結果、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨、森林減少や砂漠化、生物多様性の喪失といった地球規模の環境問題が顕在化するに至りました。

これらの問題を受け、1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際会議（地球サミット）」では、約180か国の参加により、「持続可能な開発」の実現に向けた議論がなされ、「リオ宣言」などが採択されました。

また、この会議では、「気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約）」や「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」といった地球環境問題に関わる重要な条約が採択されるなど、その後の国際的な枠組の基礎が形作られることとなりました。

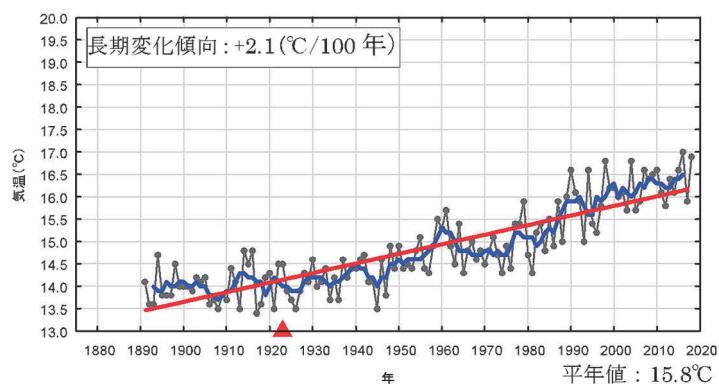
わが国では、1993年に国際的な取組を含む新たな環境政策の基本理念を定めた「環境基本法」が制定され、県でも1995年に「愛知県環境基本条例」を制定し、これに基づき、持続可能な社会づくりを目指したより積極的な施策を展開することとしました。

なお、組織面でも、この条例制定に合わせ、それまでの「公害対策課」を「環境対策課」に変更しました。その後、施策の範囲を環境の保全・向上に拡大するため、2000年には、「環境対策課」を「環境政策課」に、「大気保全課」、「水質保全課」、「自然環境保全室」をそれぞれ「大気環境課」、「水環境課」、「自然環境課」に変更するなど、時代に合わせた改編を行いました。



赤潮の発生

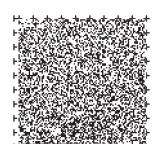
名古屋地方気象台の年平均気温の経年変化



※気象庁 Web サイトより

〔『気候変化レポート 2018—関東甲信・北陸・東海地方—』〕

※名古屋地方気象台は 1923 年 1 月に観測場所を移転（図中「▲」マーク）。移転前の値は補正を行っている。



## 4 愛知万博、COP10、ESD ユネスコ世界会議の開催

環境問題が世界規模に広がっていき、その対応も国際的に取り組む必要が出てきた中、県において3つの国際イベントが開催されました。これらのイベントを通して、環境に対する高い意識は、地域全体に着実に根付いてきました。

### 2005年日本国際博覧会（愛知万博）の開催

2005年、自然の叡智をテーマとした国際博覧会である愛知万博が本県で開催されました。当初は瀬戸市郊外の海上の森を会場予定地としていましたが、希少野生動植物であるオオタカの営巣やシデコブシの生育が確認されたことなどから、地域住民や自然保護団体など様々な立場の人々が参画し、会場計画の見直しや希少野生動植物の保護をめぐり議論を重ね、会場を名古屋東部丘陵に変更しました。

愛知万博では、環境に配慮した会場づくり、環境負荷の少ない交通システムや新エネルギーの導入、企業や県民の自主的な参加による環境への様々な取組が展開され、大きな成功を収めました。

愛知万博におけるこうした取組は、未来の持続可能な社会の実現に向けた社会実験とも言えるものであり、県民を始めとする来場者は、会場内の至る所で展開された環境への配慮にふれ、自らも参加することによって、環境意識が大きく高められました。

また、会場外においても、身近な里山の保全、公園や道路の環境美化など、市民団体や企業による様々な環境保全の活動が取り組まれ、県民が自発的に環境保全活動に参加する契機となりました。

#### 【愛知万博における「自然の叡智」を具現化する様々な環境への取組】



会場風景



グローバル・ループ（写真左）

- ・造成による土地の改変を行わずにパビリオンを結んだ空中回廊
- ・地形の起伏やため池を現状のまま活用するなど、環境に配慮した会場整備



廃棄物の3R

- ・来場者9種類、出展者17種類の分別による、ごみの再生利用やエネルギー転換
- ・ごみ分別意識の浸透



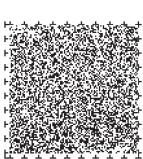
ドライミスト（写真右）

- ・気化熱を利用して周辺温度を低減
- ・愛知万博で初めて実用化され、現在では暑熱対策として全国に普及



自然体感プログラム（写真左）

- ・森の案内人「インターパリター」がガイドする自然体感プログラム
- ・現在は「もりの学舎」に継承



## 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催

生物多様性条約締約国会議は、条約の締約国等が集まり、生物多様性の保全や利用等、条約の目的の実現に向けた国際的な枠組みづくりなどを議論する会議です。その10回目となる会議「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」が、2010年10月に愛知・名古屋を会場に開催されました。

COP10では、2002年のCOP6（オランダ・ハーグ）で採択された「締約国は現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という「2010年目標」に代わる新たな目標の設定、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的な枠組みなどについて話し合われました。

COP10での議論は幾多にわたりましたが、新たな生物多様性保全の目標「愛知目標」などが採択され、県にとって生物多様性への取組を推進していく大きなきっかけとなりました。

また、県ではCOP10の開催にあたり、安全安心で円滑な会議開催運営のための支援、会議開催に向けたPRイベント、自治体の果たす役割をアピールする生物多様性国際自治体会議の開催など、会議全体を盛り上げるとともに自治体の役割の重要性を訴えました。

### 【締約国会議】



| COP10 の概要 |  |
|-----------|--|
| 名 称       | 生物多様性条約第10回締約国会議                       |
| 主 催       | 生物多様性条約事務局、日本政府                        |
| 概 要       | 生物多様性の保全等について議論する国際会議（関連会議・イベント等も多数開催） |
| 開催期間      | 2010年10月11日～10月29日*                    |
| 開催場所      | 名古屋国際会議場                               |
| 主な成果      | ・「愛知目標（愛知ターゲット）」の採択<br>・「名古屋議定書」の採択    |
| 来場者数      | 約94万5,000人*<br>(会議場及び併催イベントへの来場者を含む)   |
| 公式参加      | 180カ国、国際機関、NGO等                        |

\* 「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカタルヘナ議定書」第5回締約国会議の期間を含む。

### 《愛知目標》

2020年までの短期目標として、生物多様性の損失を止めるための行動を起こすことを掲げ、陸域の17パーセント、海域の10パーセントを保護地域に設定するなど、20項目からなる世界各国が連携して取り組むべき目標

### 【関連会議】



#### 生物多様性国際自治体会議

- ・国内外185の自治体が生物多様性保全の取組を発表
- ・「地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言」を決議

#### 生物多様性国際ユース会議

- ・世界66か国の青年100名による国際会議
- ・「生物多様性に関する国際ユース声明」を発表

#### 子どもCOP10あいち・なごや (国際子ども環境会議)

- ・COP10閣僚級会合開会式で、子どもたちからの提言を発表

#### 子どもCOP10あいち・なごや (体験研修エクスカーション)

### 【交流・連携の場】



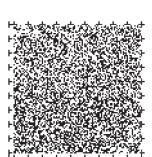
#### 地球いきものEXPO（写真左）

- ・里山体感プログラムなど、楽しみながら生物多様性を体感できるイベントを実施  
(COP10支援実行委員会主催)



#### 地球のいのち・交流ステーション（写真左）

- ・県内の56市町村(当時)が、ステージ発表やブース出展を行い、取組を発信  
(愛知県主催)



## 持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議の開催

「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」は、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）及び日本政府が主催となり、「国連 ESD の 10 年」の最終年である 2014 年 11 月に愛知・名古屋を会場に開催されました。

ESD ユネスコ世界会議では、「国連 ESD の 10 年」を振り返るとともに、2015 年以降の ESD の推進方策として 5 つの優先行動分野が示された「ESD に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」を推進していくための議論が行われました。会議の最終日には GAP を後押しし、2015 年以降に各国の政策に ESD を取り入れることを呼びかける「あいち・なごや宣言」が採択され、翌月の 2014 年 12 月に国連総会で決議されました。

ESD ユネスコ世界会議の開催により、環境面における「人づくり」を多様な主体と連携・協働して地域全体で取り組んでいくことの重要性が再認識されました。

また、県では、世界会議の成功に寄与するため、会議支援を始め、あいち・なごやの魅力発信、ESD の普及啓発・取組促進に係る事業を展開しました。

### 【世界会議】



全体会合の様子



歓迎レセプション

- ・会議参加者に歓迎の意を表すため開催
- ・地元の食文化（なごやめし）等を PR

### 【ESD の普及啓発】



ESD イヤーキックオフイベント  
(2014 年 1 月)



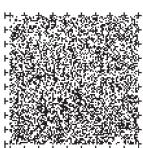
開催半年前イベント  
「あいち・なごや ESD フェスタ  
2014」  
(2014 年 5, 6 月)



ESD あいち・なごや子ども会議  
メッセージ発表

- ・県内の子どもたちが中心となり、持続可能な社会づくりについて学び、話し合う子ども会議を開催
- ・話し合った内容をとりまとめ、世界会議の閉会全体会合において発表

- ・2014 年を ESD イヤーと位置づけ、県内各地で PR 活動や記念イベントを開催
- ・世界会議の周知と ESD の取組をより一層促進するために実施



## 5 近年の環境問題に係る取組

### 【社会の低炭素化に向けた取組】

国際社会では2015年12月に2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための国際枠組みである「パリ協定」が採択され、わが国においては2016年5月に、新たな温室効果ガス削減目標を定めた「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。また、2015年11月には、これまでの地球温暖化の進行を抑制するための対策に加えて、気候変動の影響に対処するための対策として「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定されました。

県においても、こうした変化に対応するため、2018年2月に「あいち地球温暖化防止戦略2030」を策定し、温室効果ガスの削減目標（2030年度の温室効果ガス総排出量を2013年度比26%削減）を定めるとともに、地域の強み・地域資源を生かした施策体系等の見直しを行いました。

さらに、2018年度からは「地球温暖化対策室」を「地球温暖化対策課」に格上げするとともに、2019年3月には、事業者・県民等の各主体の気候変動適応への取組を一層促進する拠点として、「愛知県気候変動適応センター」を愛知県環境調査センター内に設置するなど、体制の強化を図っています。

### 【自然との共生に向けた取組】

県は、COP10の開催地として「愛知目標」の達成に積極的に貢献していくため、2013年3月に「あいち生物多様性戦略2020」を策定しました。この戦略では「人と自然が共生するあいち」の実現を基本目標に掲げ、県民や事業者、NPO、行政といった地域の多様な主体が共通の目標のもとに協働し、生物の生息生育空間の保全・創出をすることにより、生物多様性への意識を高め、人ととのつながりを育みながら生態系ネットワークの形成を進める「あいち方式」を提唱しています。

また、国際社会に向けては、2016年8月に、生物多様性保全に先進的に取り組む世界のサブナショナル政府（州・県レベルの広域自治体）と「愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合」を設立し、本県がリーダーシップをとって活動を行っています。

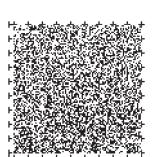
さらに、三河湾の環境を保全するため、農業水産局や建設局と連携し大規模な干潟・浅場造成を行うなど、水質改善に向けた事業を行っており、とりわけ2012年度からは「三河湾環境再生プロジェクト—よみがえれ！生きものの里“三河湾”—」と銘打って、啓発イベントやNPO等団体の活動支援など、三河湾の環境再生に向けた取組を積極的に行ってています。



干潟の生きもの観察会の様子

### 【資源循環に向けた取組】

県は、2006年に「廃棄物対策課」から「資源循環推進課」に名称を変更し、従来の廃棄物対策に加え、資源循環に向けた取組にも力を入れています。資源循環や環境負荷低減に関する優れた事例を表彰し、広く紹介する「愛知環境賞」もそのひとつで、2005年から2020年の16年間に延べ211件を表彰しています。



(裏表紙)

(表紙)



愛知環境賞 10周年記念誌



県庁西庁舎 1階の展示コーナー

また、2017年3月に、資源循環の取組を加速・発展させ、県内各地域で「循環の環」が重層的に形成された「地域循環圏」の実現を目指す「あいち地域循環圏形成プラン」を策定し、「あいち資源循環推進センター」を核として、新たな資源循環モデルの展開や、循環ビジネスの振興、持続可能な社会を担う人材の育成、資源循環に関する情報の発信などを行っています。

一方、同時期に策定した「愛知県廃棄物処理計画」では、一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を40g程度減少させ、500gとするという目標を新たに設定しました。「食品ロス」（まだ食べられるにもかかわらず捨てられる食品）を減らすこととも、家庭系ごみ排出量を減少させる手段のひとつであり、シンポジウムの開催や、家庭で余っている食品を持ち寄り、地域の福祉団体などに寄付する「フードドライブ」を実施するなど、様々な取組を進めています。

また、県では、1993年に住民・事業者・行政が連携して「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」を設立し、「レジ袋削減取組店制度」等によりプラスチックごみの排出抑制に向けた取組などを進めてきたところですが、それに加え、世界的に問題となっているプラスチックごみ問題の解決に向けて、2020年1月には「あいちプラスチックごみゼロ宣言」を発表し、プラスチックごみの更なる削減に向けた普及・啓発活動を展開しています。

その他、2011年3月に発生した東日本大震災の教訓から、2016年10月に災害発生時の廃棄物を迅速かつ適正に処理するための「愛知県災害廃棄物処理計画」を策定し、市町村等の職員を対象とした災害廃棄物処理に関する研修会の開催等を行っています。

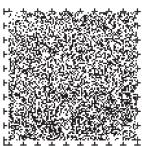
また、2006年4月からは、産業廃棄物の排出又は最終処分を抑制するため、最終処分場に持ち込まれる産業廃棄物に対して税を課す「愛知県産業廃棄物税条例」を施行しており、再生利用量の増加や最終処分量の減少といった効果が現れています。この収益をもとに、企業の循環ビジネスの事業化に対する補助事業や産業廃棄物の不適正処理を未然防止するための事業を実施し、循環型社会の形成に役立てています。

### 【「人づくり」の推進】

愛知万博、COP10、ESDユネスコ世界会議という国際的なイベントを通して培われた県民の環境に対する高い意識は、地域全体に着実に根付いています。この意識を具体的な環境保全の行動へつなげるため、2013年に全国の自治体に先駆け、「愛知県環境学習等行動計画」を策定しました。本計画では、①社会（家庭、地域、職場等）における環境学習の推進、②学校等における環境教育の推進、③連携・協働の強化を環



「Let's エコアクション in AICHI」



境学習の3つの柱として位置づけ、各種施策の推進を図ってきました。

その後、国連サミットにおけるSDGs（持続可能な開発目標）の採択やわが国の学習指導要領の改訂を受け、2018年に「愛知県環境学習等行動計画2030」を新たに策定しました。本計画では、「持続可能な社会を支える『行動する人づくり』」を目的として定め、世代に応じた取組の拡充、AELネット（愛知県環境学習施設等連絡協議会）等を活用した連携・協働の強化を行うこととしています。

### 世代に応じた県の環境学習の取組

| 対象      | 事業                           | 内容  |
|---------|------------------------------|---|
| 未就学児童   | ・一日もりの学舎ようちえん<br>・しぜんあそび研修 等 | インタープリターによる、保育所・幼稚園等向け自然体感プログラムの提供や、幼稚園等での自然体験の普及のための保育者向け研修等 |
| 小中学生    | ・夏休み環境学習講座などの各種講座            | 学校、団体、親子等を対象に、もりの学舎やあいち環境学習プラザで行う、実験や自然体験を交えた体験型の講座等          |
| 高校生     | ・あいちの未来クリエイト部                | 高校生が、専門家等の支援を受けながら環境に関するテーマを調査・研究し、その結果を基に環境学習教材を作成・普及        |
| 大学生     | ・かがやけ☆あいちサスティナ研究所            | パートナー企業・団体が提示する環境課題に対し、学生が研究員となり、現場調査や企業・団体担当者との議論を実施し、解決策を提案 |
| 社会人     | ・あいち環境塾                      | 環境やエネルギーなどの分野で活躍する第一線の有識者・指導者からの講義、塾生同士の討論等を通じた、環境リーダーの育成     |
| 中高年・シニア | ・あいち eco ティーチャー              | 県が養成した中高年・シニア世代の環境学習講師を小学校等に派遣                                |



環境学習講座



あいちの未来クリエイト部  
(川での水生生物調査)



かがやけ☆あいちサスティナ研究所  
(成果発表会)

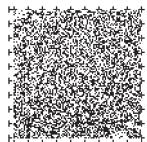
## 6 終わりに

最初の公害白書の発行から50年目を迎え、その間、環境に関わる課題も形を変えてきました。環境問題が顕在化してきた頃の産業公害に対しては、各種排出規制を始めとする対策の推進により、公害防止が図られてきました。

一方、都市・生活型公害は日常生活における活動が原因となることもあります。そのため、私たちひとりひとりが環境問題を身近に捉え、行動に移すことが必要であり、今だけではなく未来も見据えた持続可能な社会づくりを進めていくことが大切です。

近年、SDGsの考えが世界的に広まっており、環境・経済・社会の諸問題を総合的に解決することの重要性が認識されています。県は、2019年7月に内閣府より「SDGs未来都市」として選定され、知事を本部長とした「愛知県SDGs推進本部」を設置するとともに、SDGsの達成に向けて先導的に進める取組等を記載した「愛知県SDGs未来都市計画」を作成し、全序を挙げて推進しています。

今後も、環境面だけではなく、「環境と経済」、「環境と社会」の統合的向上を目指した取組を推進していきます。



## 特集2 愛知県環境調査センターのリニューアル



### 1 概要

愛知県環境調査センターは、県の環境行政を科学的・技術的に支える調査・研究機関として1970年に名古屋市千種区に設置され、1972年に名古屋市北区に移転しました。移転後の施設は建築から40年以上が経ち、老朽化が見られたことから、2016年10月からPFI方式による建替えを行い、2020年4月に全面供用開始しました。

新施設は、「環境首都あいち」にふさわしい全国モデルとなるよう、全館LED照明を設置するなど省エネルギー設備を採用するとともに、太陽光発電設備の設置による創エネルギーを行い、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を目指し整備を進めました。

また、2020年4月には県の環境学習の拠点である「あいち環境学習プラザ」を東大手庁舎1階（名古屋市中区）から移転しました。子どもたちが環境について楽しく学べる空間として整備するとともに、県民に親しみをもってもらえるよう、各所に県産の木材を使用し、温かみを感じられる施設となっています。

この特集では、生まれ変わった環境調査センターを紹介していきます。

| 新施設の概要 |  |
|--------|--|
| 所在 地   | 名古屋市北区辻町字流 7-6                         |
| 主要用途   | 研究施設                                   |
| 延べ面積   | 8147.46 m <sup>2</sup>                 |
| 階 数    | 地上4階、塔屋1階                              |
| 構 造    | 鉄骨造                                    |
| 事業方式   | PFI（BTO）方式                             |
| 事業期間   | 2016年10月～2020年3月<br>(実施設計・建設期間)        |
| 事 業 者  | あいちZEBサポート株式会社<br>※大成建設グループが設立した特別目的会社 |
| 備 考    | 愛知県衛生研究所と合築                            |



敷地全体



エントランス内観



建物外観

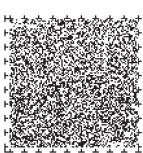
#### 「愛知県気候変動適応センター」の設置

環境調査センターの1階には、2019年3月から「愛知県気候変動適応センター」を設置しています。

同センターは、気候変動適応法第13条第1項に基づく地域気候変動適応センターであり、県内における気候変動の影響や適応に関する情報を収集し、収集した情報を「環境かわら版」や同センターのWebページを用いて隨時発信するなど、事業者・県民等の各主体の適応への取組を一層促進する拠点としての役割を担っています。



知事による看板掛けの様子



## 2 公共施設で全国トップクラスのZEB

新施設は、「環境首都あいち」にふさわしい全国モデルとなる新エネ・省エネ施設とするため、ZEBを目指し整備を進めました。

ZEBとは、自然エネルギーの積極的な活用や高効率な設備システムの導入等の省エネ技術と、太陽光発電等の創エネ技術を組み合わせ、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した非住宅の建築物のことです。

新施設では、様々な新エネ・省エネ技術を導入することで、基準建築物からのエネルギー消費量を75%以上削減するNearly ZEBを目指しました。

この結果、新施設はトータルで一次エネルギー消費量の85%を削減し、(一社)住宅性能評価・表示協会が省エネルギー性能を評価・認証する「建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)」で、最高ランクのファイブスターと公共施設で全国トップクラスのZEB(Nearly ZEB)の認証を2018年10月に取得しています。

現在ZEBは全国的に増加してきていますが、2020年9月末現在において、本施設は、延べ面積8,000m<sup>2</sup>以上の公共建築物でNearly ZEB以上の認証を受けた唯一の施設となっています。

## 3 「あいち環境学習プラザ」のリニューアルオープン

リニューアルオープンした「あいち環境学習プラザ」は、誰でも自由に見学・体感できるスペースを備え、親しみやすいキャラクターを配したハンズオン(体験)展示やタブレットを使った学習などにより、子どもたちが楽しく環境について学べる空間となっています。

|      |                              |
|------|------------------------------|
| 開館日  | 月曜日～金曜日<br>(土、日、祝日及び年末年始は休館) |
| 開館時間 | 午前9時～午後5時                    |
| 設備   | 展示スペース、実習・研修室等               |

### (1) 展示・映像等施設

展示スペースは、①インフォメーション、②「世界から学ぶ」、③「愛知から学ぶ」、④「日常から学ぶ」の4エリアから構成されており、環境問題やSDGsなどについて、見て、聴いて、触って、考えることのできる、遊びの要素を取り入れたユニークなコンテンツが盛りだくさんです。

#### 施設公開セレモニーを開催しました

リニューアルオープンした「あいち環境学習プラザ」をより多くの県民に知っていただくため、2020年7月21日に施設公開セレモニーを開催しました。式典には、地元の小学生や来賓をお招きし、大村知事の挨拶の後、神戸県議会議長から御祝辞をいただきました。式典の後、地元学区の小学校長始め来賓の方々には施設見学会を行うとともに、小学生にはプラスチックごみをテーマにした環境学習講座や、展示スペースでのタブレット学習を体験していただきました。



## あいち環境学習プラザエリアマップ



### (2) 環境学習講座

当プラザでは、2020年度から本格実施された新学習指導要領に対応した環境学習講座を用意しており、小中学校の社会見学などにも利用できます。講座の内容は工作や実験など、参加体験型の内容で、環境に配慮した行動を促すプログラムとなっています。また、夏休み等には親子向けの環境学習講座も開催しています。



環境学習講座

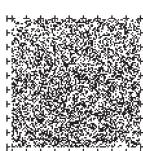
### (3) 環境分析業務・ZEB施設の見学

学校の社会見学等では、環境調査センターの業務フロアを見学することができ、実際の環境分析現場を御覧いただけます。

また、シースルー型太陽光発電パネル等様々な新エネ・省エネ設備も見学することができ、施設の特色を生かした環境学習を提供しています。



環境分析業務



# 地球温暖化

## ● 地球温暖化とは

地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)などの温室効果ガスの濃度が増加し、地球の平均気温が上昇していく現象であり、大気中CO<sub>2</sub>濃度(世界平均値)は、産業革命(18世紀～19世紀頃)前の約280ppmから2018年には407.8ppmに上昇しています。

国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)によれば、1880年から2012年までに世界の平均気温は0.85°C上昇しており、その主な原因は人為起源の温室効果ガスの排出である可能性が極めて高いとしています。また、有効な対策を取らず、現状のまま温室効果ガスの排出が続いた場合、今世紀末の平均気温は最大4.8°C上昇し、海面水位は最大82cm上昇すると予測しており、人々の健康や生態系に不可逆的な影響を及ぼすリスクが非常に高くなるとしています。その上で、産業革命前からの気温上昇を2°C未満に抑えるとの国際目標を達成するためには、温室効果ガスの排出量を、2050年までに2010年比で40～70%削減するとともに、今世紀末までにほぼゼロとすることが必要とされています。

このように、各国の取組が重要性を増す中、2015年に開催されたCOP21において、2020年以降の新たな法的枠組みであり、世界共通の長期目標として2°C目標の設定、1.5°Cに抑える努力を追及することなどが規定されたパリ協定が採択され、2020年1月からスタートしました。国は、「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%削減することを目標とし、2019年6月には「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定し、最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げています。

## ● 本県における温室効果ガスの状況

2017年度の本県の温室効果ガス総排出量は、81,589千トン-CO<sub>2</sub>であり、前年度の排出量と比べて、1.0%増加しています。また、2018年2月に策定した「あいち地球温暖化防止戦略2030」の基準年度である2013年度と比べて、1.0%減少しています。

本県における温室効果ガス総排出量

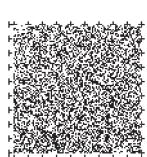
| 区分                        | 基準年度排出量<br>(千トン-CO <sub>2</sub> ) | 2017年度排出量(割合)<br>(千トン-CO <sub>2</sub> ) (%) | 増減率(2013～2017)<br>(%) |
|---------------------------|-----------------------------------|---|-----------------------|
| エネルギー起 源 CO <sub>2</sub>  | 産業                                | 40,153                                      | + 1.4                 |
|                           | 業務                                | 12,072                                      | ▲10.2                 |
|                           | 家庭                                | 8,584                                       | ▲11.8                 |
|                           | 運輸                                | 13,327                                      | + 1.7                 |
|                           | エネルギー転換                           | 2,435                                       | ▲ 4.0                 |
| 非エネルギー起 源 CO <sub>2</sub> | 2,225                             | 2,336( 3.0)                                 | + 5.0                 |
| C O <sub>2</sub> 小 計      | 78,796                            | 77,339(100.0)                               | ▲ 1.8                 |
| そ の 他 ガ ス                 | 3,588                             | 4,250                                       | +18.5                 |
| 合 計                       | 82,384                            | 81,589                                      | ▲ 1.0                 |

(注) 1 基準年度は2013年度。

2 代替フロン等4ガスは、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>。

3 四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。

(資料)環境局調べ



## ● 地球温暖化対策に関する施策

県では、2018年10月に制定した「愛知県地球温暖化対策推進条例」の下、「あいち地球温暖化防止戦略2030」に基づき、温室効果ガス総排出量の削減に向けた取組を推進しています。この「あいち地球温暖化防止戦略2030」では、徹底した省エネルギー及び創エネルギー導入拡大の推進を図ることにより、2030年度における県内からの温室効果ガス総排出量を、2013年度比で26.0%削減する目標を掲げています。

この戦略においては、「緩和策」により地球温暖化の進行抑制に最大限取り組んだ上で、それでも避けられない影響に対しては、「適応策」により適切に対応することとしています。

### ◇ 緩和策

#### <地球温暖化対策計画書制度>

県民の生活環境の保全等に関する条例（以下、「生活環境保全条例」という。）では、温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者に対し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画書（地球温暖化対策計画書）を原則3年の計画期間ごとに作成すること及び前年度の措置の実施の状況を記載した書面（地球温暖化対策実施状況書）を作成し、知事に提出することを義務付けてきました。

この制度は、2019年4月から愛知県地球温暖化対策推進条例に移行され、新たに県が計画書等の内容を評価し評価結果を公表するとともに、必要な助言を行うことができる制度に拡充しました。

2019年度に提出された地球温暖化対策実施状況書を集計した結果、2018年度の温室効果ガス排出量は39,044千トンCO<sub>2</sub>であり、前年度（2017年度）比で2.0%減少しました。

#### <「あいち COOL CHOICE」県民運動の推進>

県では、家庭部門の地球温暖化対策として、CO<sub>2</sub>の削減効果などを「見える化」しながら、低炭素型ライフスタイル、製品・サービスの賢い選択（COOL CHOICE）を呼びかける新たな県民運動「あいち COOL CHOICE」を推進しています。



がしこく選んで、地球よろこぶ

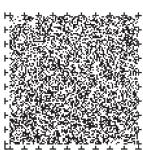
県では、その一環として「あいち地球温暖化対策フォーラム」の開催や「あいち省エネ家電サポーター店」登録制度などの事業を実施するとともに、県民、市町村によるエコライフの実践の輪を広げていくため、NPO、事業者などと連携しながら普及啓発を展開しています。

#### <住宅用地球温暖化対策設備の普及促進>

家庭のCO<sub>2</sub>削減に効果の大きい太陽光発電施設などの普及促進を図るため、県は、2003年度から、補助制度を有する市町村と協調して、住宅用太陽光発電施設を設置する県民に対し、その費用の一部を補助しています。2015年度から家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、燃料電池、蓄電池及び電気自動車等充給電設備を補助対象に追加し、2016年度から集合住宅も補助対象として追加しています。

また、2019年度から環境に配慮した住宅（スマートハウス・ZEH）の普及を図るため、2018年度に創設した太陽光発電、HEMS等の一体的導入の補助メニューに、2019年度から住宅の断熱性能等を高める設備を加え、さらなる普及拡大を図っています。

2012年から国において開始された太陽光発電等の固定価格買取制度（FIT）の効果もあり、本県の



住宅用太陽光発電施設の設置数は、2019年度末で約20万基に上り、全国第1位となっています。

### ＜あいち低炭素水素サプライチェーンの事業化推進＞

県では、低炭素な水素サプライチェーンの構築・事業化を産・学・行政の連携で推進するため、2017年10月にあいち低炭素水素サプライチェーン推進会議を設置しました。推進会議における議論を経て、2018年4月には、2030年の愛知県内の低炭素水素利活用の絵姿を描いた「あいち低炭素水素サプライチェーン2030年ビジョン」及び「2030年ビジョン実現に向けたロードマップ」を策定するとともに、全国に先駆けて、再生可能エネルギーから製造された水素を「低炭素水素」として認証・情報発信する「低炭素水素認証制度」を制定しました。2018年に供用開始した2件のプロジェクトに引き続き、2019年3月には(株)豊田自動織機高浜工場において、4月にはトヨタ自動車(株)元町工場において、それぞれ太陽光発電から低炭素水素を製造し、工場内で稼働する燃料電池フォークリフトに供給するプロジェクトが始まりました。

#### ◇ 適応策

県では、「あいち地球温暖化防止戦略2030」を気候変動適応法第12条の規定に基づく地域気候変動適応計画として位置付け、関係局と連携しながら気候変動への適応を進めています。

また、2019年3月に愛知県環境調査センター内に設置した愛知県気候変動適応センターにおいて、気温の上昇による熱中症や感染症リスクの拡大、大雨の頻度の増加による災害リスクの拡大など、将来予測を含めた様々な気候変動の影響に関する情報を収集・整理し、県のWebページ等により情報提供を行い、県民や事業者の行動を促進・支援しています。

## 大気環境

### ● 大気汚染とは

大気汚染とは、工場、事業場から排出されるばい煙、自動車排出ガスなどの各種汚染物質によって大気が汚れ、人の健康や生活環境に悪影響が生じる状態をいいます。

### ● 大気汚染の概況

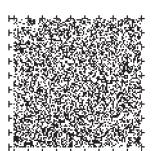
愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市は、二酸化硫黄などによる大気汚染の状況把握のための調査を行っていますが、その概況は次のとおりです。

#### ◇ 二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)

二酸化硫黄は、石油や石炭等の燃料を燃焼する際に、その中に含まれる硫黄が酸化されて発生し、高濃度のときは目の粘膜に刺激を与えるとともに呼吸機能に影響を及ぼすとされています。大気中の二酸化硫黄の濃度は改善が進み、三宅島噴火の影響があった2000年度を除き、1980年度以降、全ての測定期で環境基準を達成しています。なお、近年、年平均値はほぼ横ばいの傾向にあります。

#### ◇ 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)

物質の燃焼により、空気中の窒素等が酸化されて発生し、高濃度のときは目、鼻等を刺激するとともに呼吸器に影響を及ぼすとされています。2019年度は、一般環境大気測定期(一般局)、自動車排出ガス測定期(自排局)の全ての局で環境基準を達成しました。なお、近年、年平均値は緩やかな減少傾向にあります。



## ◇ 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は、主に物質の不完全燃焼によって発生し、高濃度のときは頭痛、めまい、意識障害を起こすとされています。1973年度以降、全ての測定局において環境基準を達成しています。なお、近年、年平均値はほぼ横ばいの傾向にあります。

## ◇ 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が  $10\mu\text{m}$  ( $1\mu\text{m}=1/1,000\text{mm}$ ) 以下のものをいい、産業活動、自動車走行、土砂の巻き上げなどにより発生し、高濃度のときは呼吸器等に悪影響を与えるとされています。2019年度は、全ての測定局で環境基準を達成しました。なお、近年、年平均値は緩やかな減少傾向にあります。

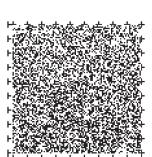
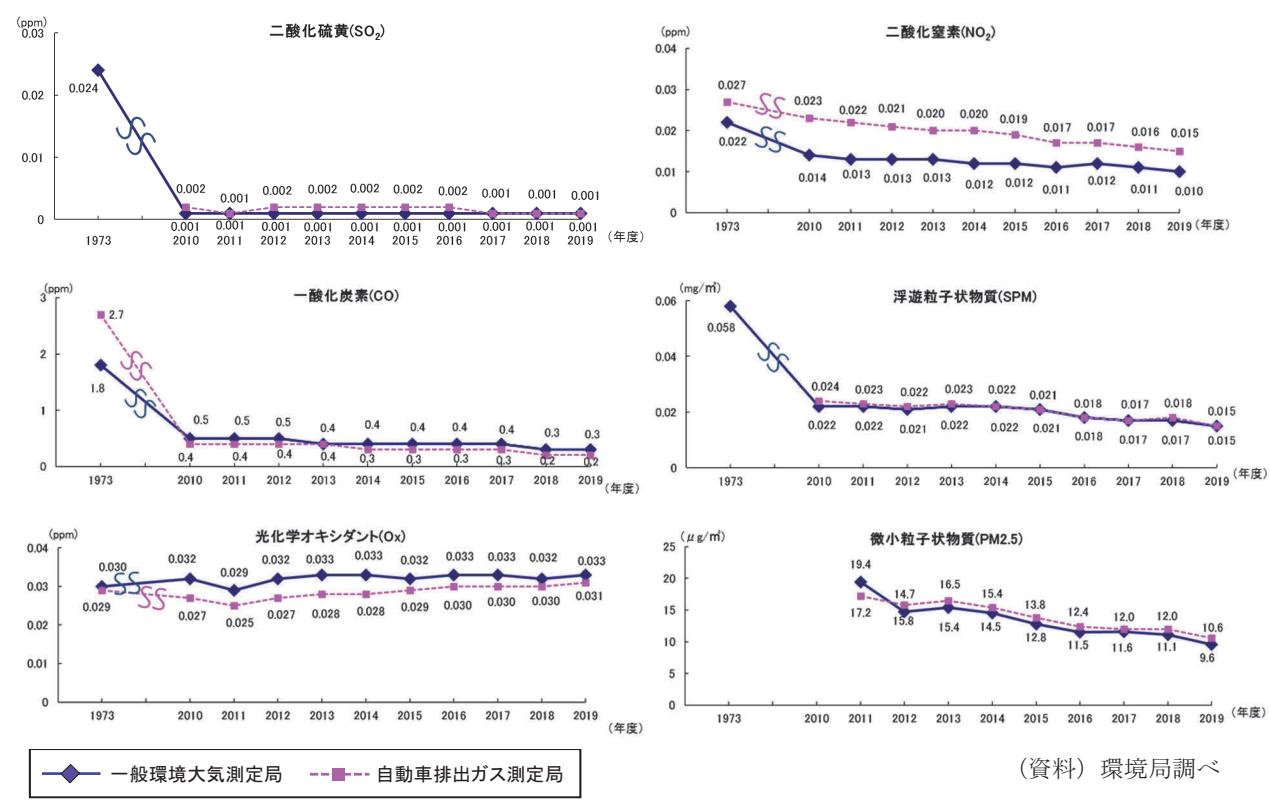
## ◇ 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物と炭化水素等が太陽の紫外線等により光化学反応を起し二次的に生成される汚染物質の総称で光化学スモッグの原因となっており、高濃度のときは目を刺激し、呼吸器、その他の臓器に悪影響を及ぼすとされています。2019年度は、2018年度と同様、全ての測定局で環境基準を達成していません。2019年度の光化学スモッグ予報の発令日数は4日で、うち3日は注意報を発令しました（警報及び重大警報は発令なし）。なお、昼間（5時から20時まで）年平均値は、横ばいの傾向にあります。

## ◇ 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が  $2.5\mu\text{m}$  以下の粒子のことです。粒径が小さいため吸い込むと肺の奥深くまで達し、健康への影響が懸念されています。2019年度は、全ての測定局で環境基準を達成しました。なお、近年、年平均値は緩やかな減少傾向にあります。

### 大気汚染に係る環境基準が定められている物質の全県年平均値の経年変化



#### ◇ 有害大気汚染物質等

有害大気汚染物質等のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質については環境基準が、また、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物の9物質については「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」が定められています。

県は、これらの環境基準や指針値の定められた全ての物質についてモニタリング調査を実施しており、2019年度は全ての地点で環境基準を達成するとともに指針値を満たしています。

### ● 大気環境保全に関する施策

#### ◇ 工場・事業場への規制

大気汚染防止法に基づき、硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物等のばい煙や粉じんの発生施設に対する排出規制を行っています。また、生活環境保全条例に基づき、ばい煙や粉じんの規制対象施設を追加するとともに、それらの排出基準を定めることなどにより排出規制を強化しています。2019年度は延べ2,758工場・事業場について立入検査を実施し、施設の使用状況、処理設備の管理状況、ばい煙の排出状況等を確認し、必要に応じて改善指導等を行いました。さらに、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき、オフロード車からの排出ガスの規制を行っています。

#### ◇ 挥発性有機化合物（VOC）対策

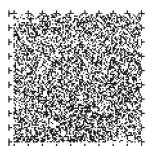
浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）について、大気汚染防止法に基づき排出規制を行っています。県は、啓発資料の作成、講習会等の開催などにより事業者の自主的なVOC排出抑制の取組を支援しています。その結果、県内のVOC大気排出量は2000年度の排出量（7.3万トン）を基準にして、2010年度には目標（2000年度比約4割削減）を達成し、2018年度は約4.0万トンでした。

#### ◇ アスベスト対策

アスベスト（石綿）は、大気汚染防止法により、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として特定粉じんに指定されています。特定粉じんについては、特定粉じん排出等作業の規制が行われており、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物その他の工作物の解体、改造及び補修作業について、実施の届出とともに作業基準に従うことが義務付けられています。なお、規制対象を石綿含有成形板等全ての石綿含有建材に拡大するとともに、作業基準遵守をより一層強化する大気汚染防止法の一部を改正する法律が2020年6月に公布され、2021年4月に施行されます（一部項目を除く）。2019年度は県に269件の特定粉じん排出等作業の実施の届出があり、立入検査等により特定粉じんの飛散防止について事業者に対する指導を行っています。

#### ◇ 自動車による大気汚染対策

大気環境基準の確保や温室効果ガスの削減に向け、県の特色を生かした先進的かつ効果的な施策を盛り込み、さらに、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法（以下「自動車NOx・PM法」という。）に基づく「総量削減計画」を取り込ん



だ「あいち自動車環境戦略 2020」を 2013 年 3 月に策定し、目標年度である 2020 年度に向けて、「安心・快適な暮らしを支え、環境と自動車利用が調和した社会」の実現を目指し、低公害車の普及促進や流入車の排出基準の適合車への転換の促進などの自動車環境対策を推進しています。

#### ◇ 自動車 NOx・PM 法対策地域における流入車対策

県は、名古屋市及び岡崎市とともに貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱を 2010 年 8 月に策定、施行しました。

この要綱では、運送事業者等が県内の対策地域でトラック・バス等を運行する場合は、車種規制適合車を使用するとともに、荷主等が貨物等の運送を委託する場合には、運送事業者等に対して車種規制非適合車を使用しないよう要請することとなっています。また、一定規模以上の荷主等は、その要請状況を毎年度報告することとなっています。

## 生活環境（騒音・振動・悪臭）

### ● 概況

騒音、振動、悪臭は騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び生活環境保全条例に基づき、市町村長によって事業者に対する規制・指導が行われています。

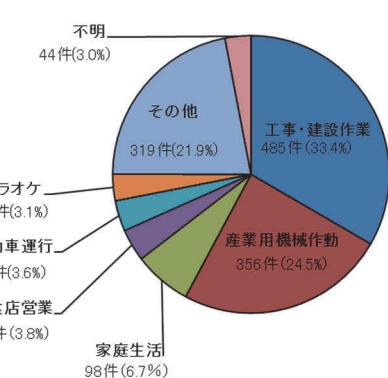
また、市においては、それぞれの市長が騒音、振動、悪臭に係る各法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定を行っており、県は町村の規制地域の指定、規制基準の設定を行うとともに、市町村に対する必要な協力・支援を行っています。

### ● 騒音・振動の現況

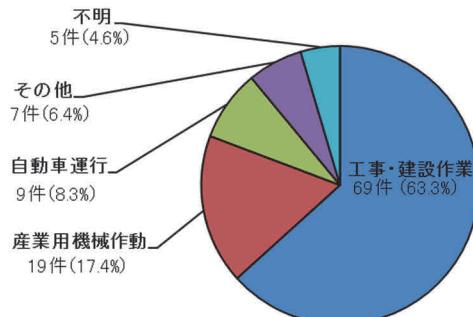
#### ◇ 一般の騒音・振動

2018 年度の騒音に係る苦情件数は 1,454 件、振動に係る苦情件数は 109 件で、発生源別の内訳はそれぞれ次の図のとおりです。

騒音に係る発生源別苦情件数



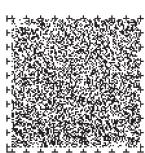
振動に係る発生源別苦情件数



（資料）環境局・公害等調整委員会調べ

#### ◇ 自動車騒音・道路交通振動

2019 年度の主要幹線道路沿いの自動車騒音は、1,124 区間 468,389 戸中 453,270 戸で環境基準を達成しました。一方、自動車騒音に関する要請限度については、131 地点中 9 地点で超過しました。また、道路交通振動については、2019 年度に測定した 54 地点の全てで要請限度を下回りました。



**要請限度**：騒音規制法第17条第1項に基づき市町村長が、自動車騒音により道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、県公安委員会に対して措置を要請する際の基準。また、振動規制法第16条第1項に基づき市町村長が、道路交通振動により道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときに、道路管理者又は県公安委員会に対して措置を要請する際の基準。

#### ◇ 航空機騒音

県営名古屋空港では、2019年度は5地点で通年測定、11地点で短期測定を実施し、16地点中8地点で環境基準を達成しました。

中部国際空港では、2019年度は、夏季と冬季に、空港周辺の7地点で短期測定を実施し、環境基準の地域類型を指定した地域の5地点については全て環境基準を達成、指定地域外の2地点についてもいずれも環境基準値を下回りました。

#### ◇ 新幹線鉄道騒音・振動

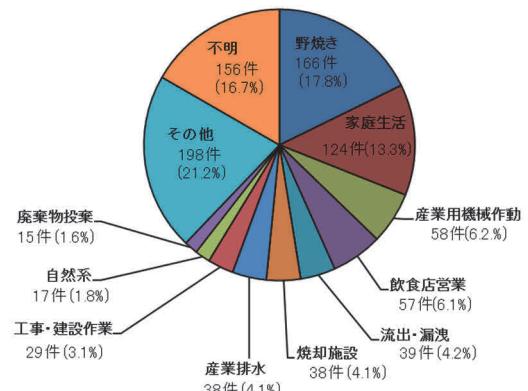
2019年度は、沿線72地点で新幹線鉄道騒音を測定した結果、52地点で環境基準を達成し、達成率は72.2%でした。また、測定結果の平均値（各地点の測定結果の算術平均値）は68.6デシベル（dB）でした。

また、新幹線鉄道振動については、沿線28地点で測定した結果、全ての地点で振動指針値を下回りました。

### ● 悪臭の現況

2018年度の悪臭に係る苦情件数は935件で、発生源別の件数は右図のとおりです。

悪臭に係る発生源別苦情件数



(資料) 環境局・公害等調整委員会調べ

### ● 県の施策

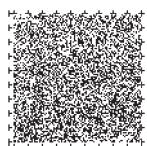
生活環境保全条例に基づき、騒音規制法及び振動規制法で規制されていない深夜営業騒音の規制、音響機器の使用制限、並びに悪臭防止法で規定されていない悪臭関係15業種に対する届出の義務付け等を行い、生活環境の保全に努めています。

なお、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び生活環境保全条例に基づく届出受理や立入指導等は市町村の事務とされています。このため、県は、市町村職員を対象に騒音・振動防止業務研修を行うなど技術的支援を行っています。

## 水環境

### ● 水質汚濁とは

水質汚濁とは、河川や海域などの公共用水域や地下水に含まれる有機物、重金属などの有害物質や富栄養化の原因である窒素、りんの量が増加した状態をいいます。その汚濁原因是、家庭、工場・事業場、畜舎、田畠等からの排水です。



## ● 水質汚濁の現況

公共用水域の水質の環境基準については、全ての公共用水域に適用される「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」と、水域類型の指定がされた河川、湖沼及び海域に適用される「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」の2種類が設けられています。2019年度は、河川103地点、湖沼2地点、海域41地点の調査を行いました。現況は以下のとおりです。

### ◇ 公共用水域（河川、湖沼、海域等）

#### <健康項目>

カドミウム、鉛など139地点（河川98地点、湖沼2地点、海域39地点）で調査を実施した結果、名古屋市内水域の荒子川の荒子川ポンプ所で1,2-ジクロロエタンが環境基準を達成しませんでしたが、その他の項目及びその他の138地点における全ての項目で環境基準を達成しました。

#### <生活環境項目>

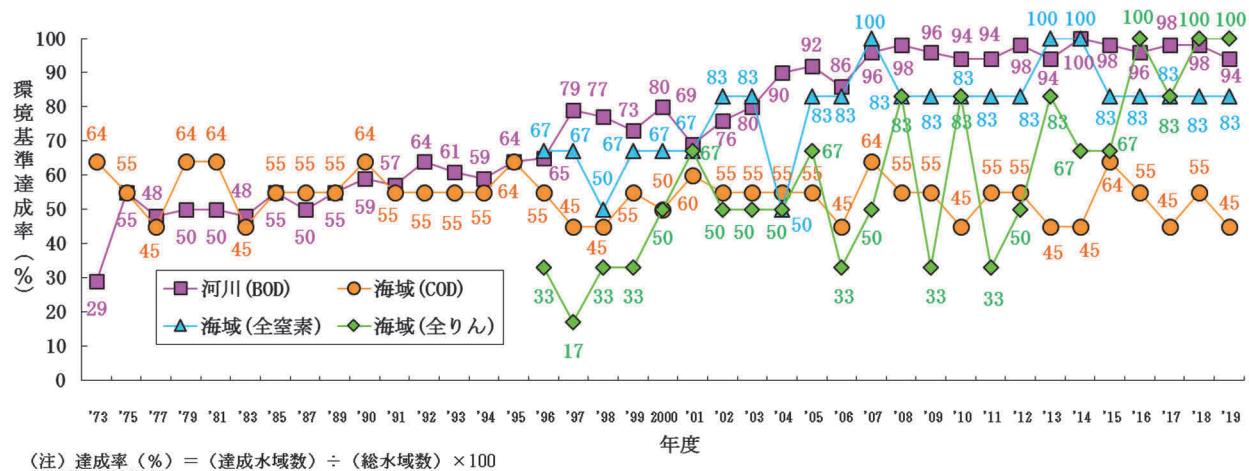
生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）などの調査を実施しました。河川に適用されるBODについては、2019年度は49水域のうち46水域で環境基準を達成しました。湖沼のCODの環境基準が適用される油ヶ淵では、環境基準を達成しませんでした。海域のCODについては、伊勢湾、衣浦湾及び渥美湾の11水域のうち5水域で環境基準を達成しました。

全窒素及び全りんについては、伊勢湾及び三河湾の6水域のうち、全窒素は5水域で、全りんは全ての水域で環境基準を達成しました。

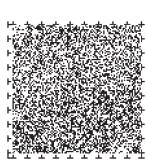
長期的な推移をみると、CODの達成率は概ね横ばい、全窒素及び全りんの達成率は改善傾向にあります。

水生生物の保全に係る環境基準項目（全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩））について、河川では42水域のうち、全亜鉛は38水域で、ノニルフェノール及びLASは全ての水域で環境基準を達成しました。また、湖沼（油ヶ淵）及び海域4水域では、全ての水生生物の保全に係る環境基準項目の環境基準を達成しました。

河川及び海域の環境基準達成率の経年変化



(注) 達成率(%) = (達成水域数) ÷ (総水域数) × 100  
(資料) 環境局調べ



## ◇ 地下水

県内の全体的な地下水質の概況を把握するための概況調査には、メッシュ調査（県内を 176 のメッシュに区切り、その中から毎年度新たな地点を選定して行う調査）と定点調査（経年変化を把握するため毎年度同じ 19 地点で行う調査）があります。

2019 年度においては、メッシュ調査 94 地点及び定点調査 19 地点の計 113 地点で、環境基準が定められている 28 項目について調査しました。メッシュ調査の結果、88 地点では全ての項目で環境基準を満たしていましたが、6 地点では環境基準を超過した項目がありました。基準を超過した項目は、砒素、クロロエチレン、トリクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素でした。また、定点調査の結果、15 地点では全ての項目で環境基準を満たしていましたが、4 地点では環境基準を超過した項目がありました。基準を超過した項目は、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素でした。

## ● 水環境保全に関する施策

### ◇ 工場・事業場への規制指導

水質汚濁防止法に基づく届出が必要な事業場に対し、pH、BOD 等の生活環境項目及びカドミウム、トリクロロエチレン等の有害物質については排水濃度の規制を行うとともに、COD、窒素、りんに係る排出水の汚濁負荷量の総量を規制しています。

2019 年度は、事業場に対し 2,968 件の立入検査と 806 件の採水検査を実施しました。排水基準を超えた件数は延べ 50 件でした。県は、排水基準を超えた事業場に対して改善勧告（17 件）等を行い、排水処理施設の改善や維持管理の徹底等を指導しました。

### ◇ 油ヶ淵浄化対策

県と油ヶ淵周辺 4 市（碧南市、安城市、西尾市及び高浜市）は県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵の水環境改善を図るために、「**第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）**」に基づき、下水道、浄化槽等の生活排水処理施設の整備、しゅんせつ（底泥の除去）、代かきによる濁水対策等の水環境改善事業や地域住民、NPO 等と協働して取り組む水環境モニタリングなどを実施しています。



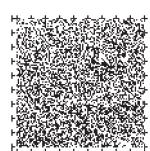
油ヶ淵全景  
(写真提供：株小島組)

2019 年度の COD75% 値は 8.1mg/L であり、水質は長期的な推移をみると改善傾向にあります。

### ◇ 伊勢湾・三河湾の浄化対策

伊勢湾・三河湾は、突き出した半島によって湾口が狭く外海と水の交換が行われにくい典型的な閉鎖性水域であり、水質汚濁、富栄養化等の現象が生じています。これまでの取組により、汚濁負荷量の総量は着実に削減されてきましたが、環境基準達成率の改善は未だ十分ではありません。このため、2017 年 6 月に「**第 8 次総量削減計画**」（目標年度：2019 年度）を策定し、総合的、計画的な水質保全対策を推進しています。

また、2012 年度からは、県民、NPO 等団体、市町村及び県が一体となって三河湾の環境再生に向けた取組の機運を高めるため、「**三河湾環境再生プロジェクト ～よみがえれ！生きものの里 “三河湾”～**」として、「**三河湾大感謝祭**」など三河湾の環境について関心を深める事業や NPO 等の活動支援などを実施しています。



## ◇ 生活排水対策

県は、**生活環境保全条例**に基づく「**生活排水対策に関する基本方針**」を策定し、生活排水対策実践活動の普及・定着を図るため、行政、事業者及び県民など、多方面に啓発活動を展開するとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進しています。

## ◇ 地下水汚染対策

**生活環境保全条例**において、特定有害物質を取り扱う事業所等は土壤・地下水の汚染状況の調査や、汚染が基準に適合しないことが判明したときの知事への届出義務を課しています。

## ◇ ゴルフ場の農薬による水質汚濁防止対策

**愛知県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱**及び**愛知県ゴルフ場農薬適正使用指針**を定め、ゴルフ場による農薬の適正使用の指導を行っています。また、2019年度は、県内20ゴルフ場からの排出水中の農薬濃度の実態調査を実施しました。その結果、指針値を超えていたものはありませんでした。

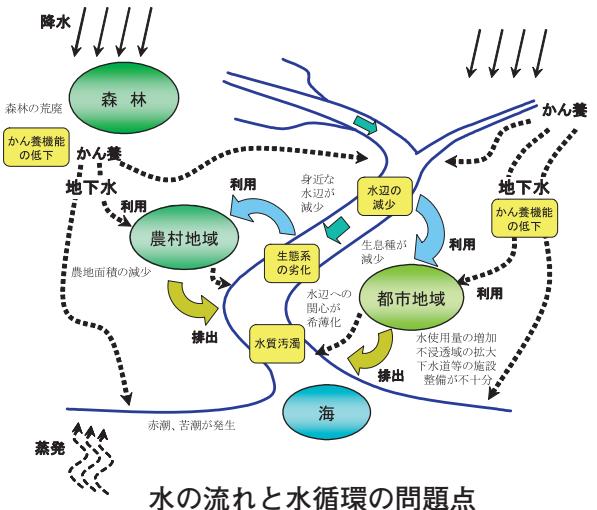
## ◇ 水循環の再生

急激な産業の発展や都市化の進展、森林や農地をとりまく状況の変化等により、水循環の状況は大きく変化し、水質汚濁、身近な水辺の減少等様々な問題が発生しています。

県では、2005年度に策定した**あいち水循環再生基本構想**に基づき、「人と水との豊かなかかわりの回復・創造」を目指し、水環境に係る健全な水循環の再生に取り組んでいます。その一環として、県民、事業者、民間団体、行政で構成する水循環再生地域協議会を県内3地域で設立し、地域の実情に沿った行動計画を策定するとともに、独自に定めたあいちの水循環再生指標を用いた「流域モニタリング一斉調査」を実施しています。2019年度は県内全域で139地点、658名の参加がありました。

## ◇ 水生生物調査結果

身近な自然にふれあうことで県民の環境問題への関心を高めること等を目的に、夏休みの期間を中心に、1985年度から毎年、水生生物調査を実施しています。2019年度は、県内の79河川140地点で98団体・延べ3,285人が参加しました。

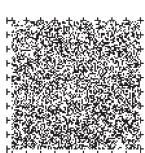


## 土壌環境・地盤環境

### ● 土壌汚染とは

土壤汚染とは、土壤が直接的あるいは大気汚染や水質汚染を通じて間接的に汚染されることをいいます。土壤汚染が進むと、農作物の生育阻害、汚染土壤で生産された農作物や汚染地下水による健康被害につながるおそれがあります。

近年、市街地での有害物質による土壤汚染の事例が増えていることから、国は2002年に**土壤汚染対策法**、県は2003年に**生活環境保全条例**をそれぞれ制定し、汚染の状況把握や汚染による健康被害の防止に関する措置を定めています。



## ● 土壤汚染防止のための施策

土壤汚染対策法では、一定の機会をとらえて汚染の状況の調査を行うよう定めています。県は、法令の内容を土地の所有者等に周知するとともに規制・指導を実施しています。調査の結果、汚染が判明した土地は、県が要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。また、**生活環境保全条例**では、特定有害物質等取扱事業所の廃止時等の調査義務や、汚染の状況及び応急措置の内容等の知事への届出、さらに、法や条例の規定に基づかない土壤・地下水調査（自主調査）により土壤・地下水汚染が判明した場合についても、調査実施者は知事への報告に努めるよう規定しています。

土壤汚染対策法や生活環境保全条例、自主調査により土壤・地下水汚染が判明した場合は速やかに公表するとともに、土地所有者等による適切な措置を指導し、地下水汚染が判明した場合は周辺の井戸調査を実施するなど、土壤・地下水汚染による健康被害防止に努めています。

土壤汚染対策法に基づく区域指定の状況（2019年度末）

| 区分              | 要措置区域  | 形質変更時要届出区域 |
|-----------------|--------|------------|
| これまでに指定した土地の区域数 | 37 (4) | 207 (30)   |
| これまでに解除した土地の区域数 | 28 (7) | 85 (6)     |
| 指定されている土地の区域数   | 9      | 122        |

(注1) ( ) 内の数字は2019年度に指定又は解除した区域数

(注2) 政令市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市）の件数も含む。

(資料) 環境局調べ

## ● 地盤沈下とは

地盤沈下は、主に粘土層が厚く軟弱な地盤の地域において、地下水の過剰な揚水によって地下水位が下がり、その通り道である帶水層の水圧が低下することで、帶水層の上下に存在する粘土層の中に含まれる水が水圧の低い帶水層に絞り出され、粘土層が収縮することによって発生します。広い地域にわたってゆっくりと進行するため人間が感知することは難しく、また一旦発生するとほとんど元には戻りません。本県は、濃尾平野、三河地域沿岸部に広範囲の海拔ゼロメートル地帯を有し、洪水や高潮、津波等に対する防災面からも地盤沈下の防止が重要です。

## ● 地盤沈下の現況

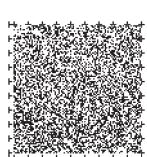
工業用水法や生活環境保全条例による地下水揚水規制など、各種の地盤沈下防止対策を施した結果、地盤沈下は概ね沈静化の傾向にあります。

2019年における観測結果では年間1cm以上の沈下を示した水準点が江南市及び愛西市で7点観測され、沈下域も江南市で約3km<sup>2</sup>発生しました。直近5年間の累積では愛西市森川町の水準点で4.04cm沈下しており、沈下しやすい軟弱な粘土層が厚く堆積している尾張西部においては依然として沈下の傾向にある地点が見られました。

## ● 地盤環境保全に関する施策

県では、過去に尾張地域で激しい地盤沈下が起きたことから、工業用水法や生活環境保全条例による地下水揚水規制に取り組んでいます。また、国は、関係閣僚会議において、濃尾平野全体の地盤沈下防止を目的とする「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」を決定し、今後も要綱を継続して地盤沈下対策を推進していくことが関係府省連絡会議で決定されています。

地盤沈下は、概ね沈静化の傾向にあるものの、依然として広範囲な地盤沈下が発生する可能性がある



ため、県は、地域の状況に合わせて、地盤沈下、地下水位及び地下水揚水量などの調査からなる監視、工業用水法や生活環境保全条例による地下水揚水規制などの防止対策、海岸・河川堤防や排水施設の整備などの防災対策による地盤沈下対策を進めています。

## 廃棄物・資源循環

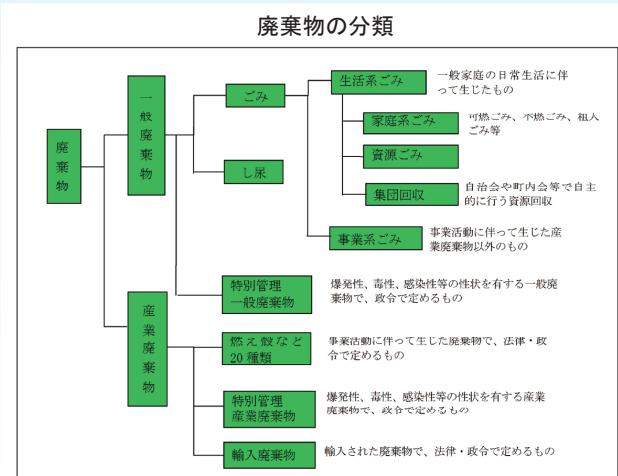
### ● 廃棄物とは

廃棄物とは、自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないため不要になったものをいいます。家庭等から発生するごみやし尿などの一般廃棄物と、工場などの事業活動に伴って発生する燃え殻、廃油、汚泥等の産業廃棄物とに区分されます。一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は排出事業者に処理責任があります。

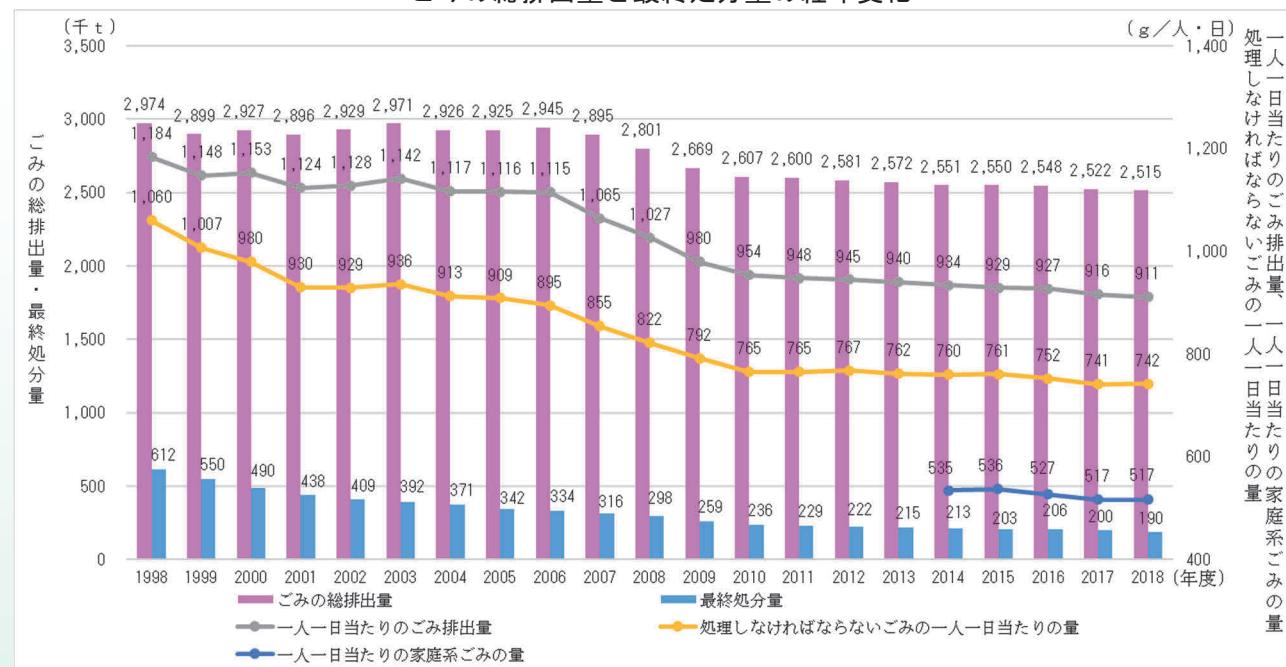
### ● 廃棄物の現況

#### ◇ 一般廃棄物

2018年度における本県のごみの総排出量（集団回収量を含む）は251万5千トンで、県民1人1日当たりに換算すると911gでした。また、2018年度のごみのリサイクル率は21.8%と前年度に比べ0.1ポイント増加しています。



ごみの総排出量と最終処分量の経年変化

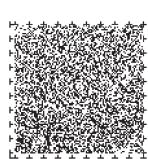


(注1)「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。

(注2)「一人一日当たりの家庭系ごみの量」とは、「ごみの総排出量」から「事業系収集ごみ量」、「生活系資源ごみ量」及び「集団回収量」を除き、一人一日当たりに換算した値をいう。

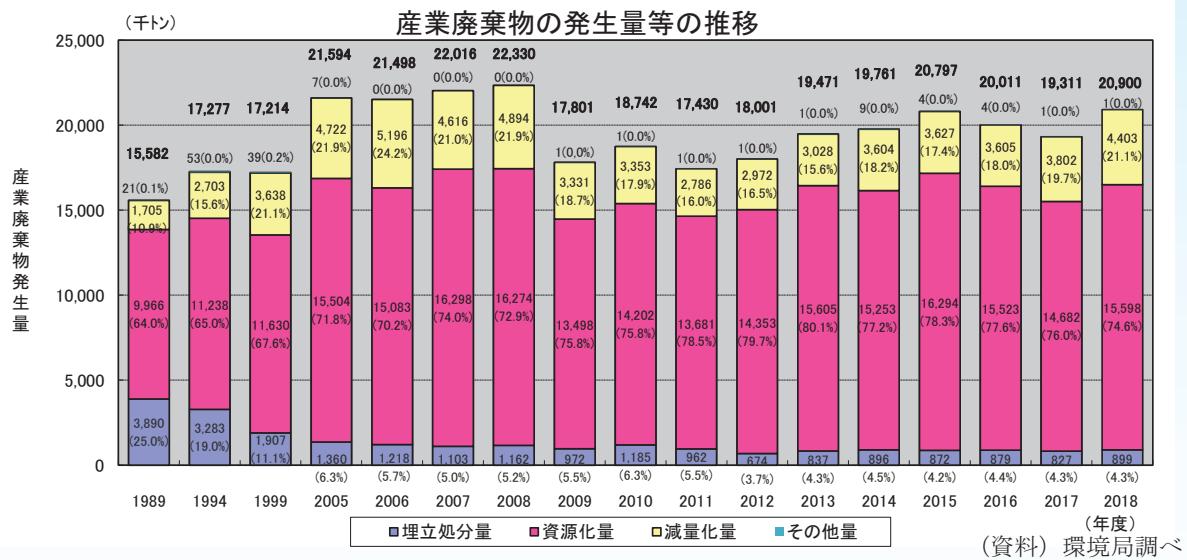
(注3) 本表の計算根拠となる人口は、住民基本台帳人口を使用（2007年から2011年までは外国人登録人口を含む）。

(資料) 環境局調べ



## ◇ 産業廃棄物

2018年度の産業廃棄物の発生量は2,090万トンで、発生量、中間処理による減量化量、資源化量及び埋立処分量は前年度に比べ増加しています。



## ● 廃棄物・資源循環に関する施策

### ◇ 循環型社会の形成

#### 〈循環型社会の構築に向けた計画の推進〉

2017年3月に策定した「あいち地域循環圏形成プラン」では、「循環の環」を重層的に構築する「地域循環圏」の実現を目指し、産学行政の連携・協働の拠点である「あいち資源循環推進センター」を核として、新たな資源循環モデルの展開や、循環ビジネスの振興、持続可能な社会を担う人材の育成、資源循環に関する情報の発信などの取組を、多様な主体との連携の下で進めています。2019年度は、「循環ビジネス創出会議」(ビジネスセミナー、企業見学会、個別相談会)の開催、「循環型社会形成推進事業費補助金」による支援、「愛知環境賞」の表彰、「あいち環境塾」の開講などを実施しました。また、食品廃棄物、未利用木材、家畜排せつ物などのバイオマス資源を使用した「地域循環圏」の実現に向け、事業者、有識者等から構成される「地域循環圏づくり推進チーム」を2017年度に1チーム、2018年度に6チーム立ち上げ、事業の具体化を目指しています。

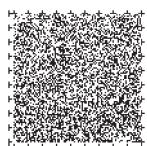
### ◇ 愛知県廃棄物処理計画の推進

廃棄物処理法に基づき、県は、5年ごとに「愛知県廃棄物処理計画」を策定しています。

#### 愛知県廃棄物処理計画（2017年度～2021年度）における廃棄物処理の目標（目標年度：2021年度）

| 項目    | 一般廃棄物                         | 産業廃棄物                               |
|-------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 排出量   | 2014年度に対して約6%削減し、240万4千トンとする。 | 2014年度に対して増加を約3%に抑制し、1,570万5千トンとする。 |
| 再生利用率 | 2014年度の約22%から約23%に増加させる。      | 2014年度の約70%から約74%に増加させる。            |
| 最終処分量 | 2014年度に対して約7%削減し、19万8千トンとする。  | 2014年度に対して約7%削減し、82万9千トンとする。        |
| その他   | 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を500グラムとする。   | —                                   |

注：一人一日当たりの家庭系ごみ排出量とは、一般廃棄物の一年間の総排出量から、事業系ごみ及び集団回収量、生活系資源ごみを差し引いて、一人一日当たりに換算したものです。



## <一般廃棄物対策>

市町村や一部事務組合が行うごみの適正処理、再資源化に対し、県は「愛知県廃棄物処理計画」、「愛知県分別収集促進計画」、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」等を策定し、指導・支援を行っています。

海岸に漂着したり、海を漂流したり、海底に沈んでいる海洋ごみ（海ごみ）の問題を広く知つてもらい、海ごみ削減の取組が広がるように「海ごみ減らそうプロジェクト」を開催するなど、普及啓発を行っています。

昨今、世界的に問題となっている、食べられるのに捨てられる食品、いわゆる「食品ロス」についても、<sup>さんまるいちまる</sup>3010運動推進キャンペーンや食品ロス削減シンポジウムなどの取組を行っています。

大規模災害発生時の廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、2016年10月に「愛知県災害廃棄物処理計画」を策定し、2019年度は、市町村等の職員を対象とした災害廃棄物処理に関する研修会を4回開催しました。

## <産業廃棄物対策>

産業廃棄物の適正な処理が行われるよう、廃棄物処理法に基づき産業廃棄物処理業の許可を行うとともに、産業廃棄物の処理業者や処理施設に対する立入検査や監視指導を実施しています。

また、最終処分場に持ち込まれる産業廃棄物に対して税を課すことにより、排出事業者等が排出又は埋立処分を抑制するよう誘導するとともに、得られる税収を3Rの促進、最終処分場の設置促進等に活用しています。

### ◇ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策

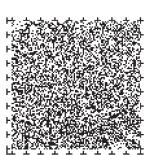
2001年6月に公布されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法では、PCBの処分期限を2027年3月までとしたうえで、処分するまでの間、保管事業者は、適正に保管するとともに、毎年度、保管及び処分の状況を届出することとなっており、2019年度は、県内の2,954事業所から届出がありました。

PCB廃棄物処理の進捗状況については、2020年3月末までに、中間貯蔵・環境安全事業<sup>(株)</sup>豊田PCB処理事業所において変圧器767台及びコンデンサー31,323台、同社北九州PCB処理事務所において安定器701,850kg、中部電力<sup>(株)</sup>において柱上変圧器1,071,594台、中部環境ソリューション合同会社及びゼロ・ジャパン<sup>(株)</sup>において変圧器等416台が処理されました。

## 自然環境・生物多様性

### ● 自然環境の現況

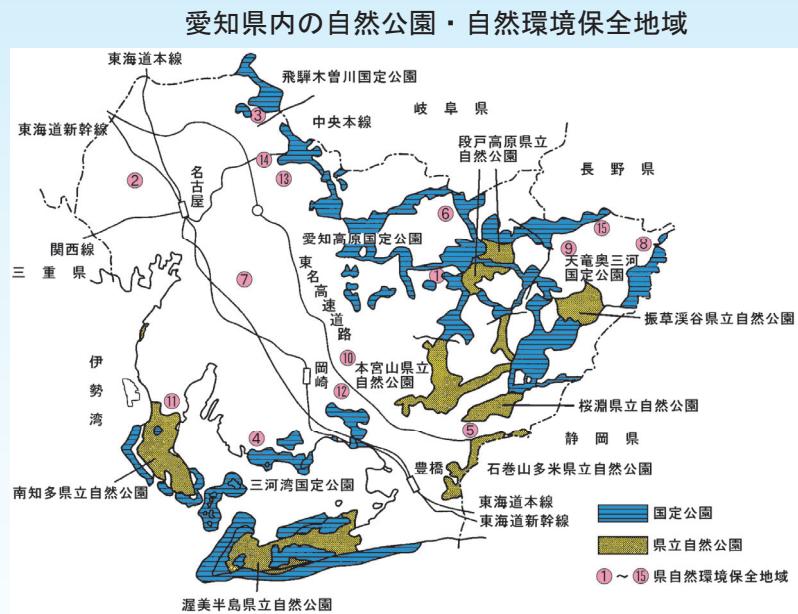
本県は、本州中部の太平洋側に位置し、三河湾、伊勢湾及び太平洋に面しています。県土面積は5,173km<sup>2</sup>で、東西106km、南北94kmにわたっています。海岸総延長は約598kmで、そのうち自然海岸が約37kmで、約2,062haの干潟及び約859haの藻場が確認されています。また、本県は、奥三河山間地から、里山、平野部と多様な自然環境を有し、動物については哺乳類（海生哺乳類を含む）73種、鳥類426種、爬虫類16種、両生類22種などが、植物については約4,490種が確認されています。



## ● 自然公園の保護と利用

県内には、自然公園法に基づく4つの国定公園と愛知県立自然公園条例に基づく7つの県立自然公園が指定されており、自然公園の陸域総面積は88,881haで、県土面積の17.2%を占めています。

自然公園の優れた風景地を保護し、生物の多様性を確保するため、公園計画に基づき、区域内に特別地域及び特別保護地区（県立自然公園は特別地域のみ）を指定し、地域内の風致景観を含む自然環境を損なう現状変更行為等を規制（許可制）しています。2019年度の公園内における自然公園法又は愛知県立自然公園条例による行為許可、届出の件数は計736件で、前年度（698件）に比べてやや増加しています。



## ● 自然環境の保全

### ◇ 自然環境保全地域

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、優れた自然環境を有する地域を自然環境保全地域として15地域指定し、その保全に努めています。

### ◇ 希少種保護

絶滅のおそれのある種の中でも特に保護の必要がある種を、指定希少野生動植物種に指定して捕獲や採取等を規制しており、現在18種を指定しています。

条例に基づく指定希少野生動植物種

|      |             |       |                |
|------|-------------|-------|----------------|
| 鳥類   | コノハズク       | 維管束植物 | キンセイラン         |
| 爬虫類  | アカウミガメ      |       | ヤチヤナギ          |
| 両生類  | アカハライモリ渥美種族 |       | ハギクソウ          |
|      | ナガレタゴガエル    |       | ナガバノイシモチソウ     |
|      | ミカワサンショウウオ  |       | シロバナナガバノイシモチソウ |
| 淡水魚類 | ウシモツゴ       |       | エンシュウツリフネ      |
| 昆虫類  | ヒメヒカゲ       |       | ナガボナツハゼ        |
| クモ類  | ミカワホラヒメグモ   |       | ウラジロギボウシ       |
| 貝類   | オモイガケナマイマイ  |       | イワナシ           |

### ◇ 移入種（外来種）対策

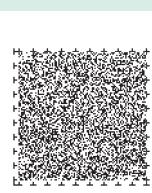
自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、人為的に移入された動植物種のうち、アカミミガメなど地域の生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある27種を公表し、みだりに野外へ放つ行為を規制しています。



アカミミガメ

### ◇ 野生鳥獣の保護・管理の取組

第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区の指定などの事業を行っています。また、個体



数が著しく増加し農林業被害が深刻なニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カモシカの4種について、  
第二種特定鳥獣管理計画を策定して、適正な管理を実施しています。

#### ◇ 緑化の推進・森と緑づくり

第5次愛知県緑化基本計画に基づき、公園緑地や道路、河川、学校等の公共施設の緑化、市町村及び民間事業者等の緑化事業への助成、県民意識の高揚、緑化木の生産振興等を図り、多様な緑に育まれる豊かなあいちを目指しています。

様々な公益的機能を持ち、県民の安心、安全で快適な暮らしを支える森や緑を守り育て、健全な状態で将来へ引き継ぐため、2009年度から「あいち森と緑づくり税」を活用した「あいち森と緑づくり事業」を実施しています。

### ● 生物多様性の保全

#### ◇ あいち生物多様性戦略2020の推進

2010年に開催されたCOP10において生物多様性に関する2020年に向けた世界目標として採択された「愛知目標」を踏まえ、本県は、2013年3月に「あいち生物多様性戦略2020」を策定し、基本目標として「人と自然が共生するあいち」の実現を掲げています。

この目標の実現に向け、開発などで分断・孤立した生物の生息生育空間を緑地などでつなぎ、豊かな生物多様性をもった地域を作り上げる「生態系ネットワークの形成」を進めるための新しい仕組み「あいち方式」を提唱しています。これは、県民や事業者、NPO、行政といった地域の多様な主体が共通の目標のもとにコラボレーション（協働）しながら、効果的な場所で生物の生息生育空間の保全・創出の取組を行う仕組みであり、県民や企業、大学、NPO、行政といった多様な主体が参加する県内9地域の生態系ネットワーク協議会により取組が活発に行われています。

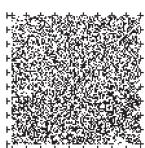
#### ◇ COP10の成果の継承

生物多様性に配慮した行動を推進するためには、県民の皆様が本県の自然の魅力やその現状を知り、生物多様性の保全を自らの問題として捉えることが大切です。そこで、2019年度は、生態系ネットワークの形成を始めとする生物多様性の保全の内容を取り入れた自然体験型のセミナーをNPO等と連携・協働して実施し、延べ124名が参加しました。

COP10に併せて開催された生物多様性国際自治体会議において、生物多様性の保全に関して、地方自治体の役割的重要性が明確化されたため、全国の自治体が都道府県、市町村の枠を超えて参画し、他のセクターとの協働、自治体としての情報発信や成果の発表などを行うことを目的とした生物多様性自治体ネットワークが2011年10月に設立され、2020年1月現在では、北海道から沖縄までの185自治体が参画しています。

COP10の開催地として、愛知目標の達成に貢献していくため、2016年8月に生物多様性保全に先進的に取り組む世界の広域自治体と「愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合」を設立し、2020年1月現在では、9団体が参画しています。

2019年にポスト愛知目標を世界各地域別に検討するための特別作業部会が開催され、本県は2019年1月にその最初の地域ワーキングショップである「生物多様性ポスト2020目標アジア太平洋地域ワーキングショップ」の開催を支援しました。



## 環境リスク

### ● 化学物質の適正管理

PRTR制度（化学物質排出移動量届出制度）に基づき、毎年度、事業所から大気、水、土壤等環境への排出量及び廃棄物等に含まれて事業所外へ移動する量を事業者が自ら把握し、県を通じて国に届け出ています。2018年度の化学物質の届出排出量（県内1,933事業所から届出）は、県全体として約10千トン（全国の6.7%）であり、うち96.0%は大気中へ排出されました。また、届出外排出量（家庭等からの排出量）は約12千トン（全国の5.4%）でした。これらをあわせた全排出量のうち、最も多いのは溶剤や合成原料として幅広く使用されているトルエンでした。

また、生活環境保全条例等に基づく2018年度の化学物質の取扱量（1,693事業所から届出）は、県全体で約3,960千トンでした。このうち、取扱量が最も多いのはキシレンでした。

### ● ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類の環境調査、事業場への立入検査、事業者測定結果の公表等を行っています。2019年度は、水質3地点を除いて環境基準を達成しました。

### ● 環境放射能

県では、原子力規制庁からの委託により、環境調査センター及び同東三河支所等において環境中の放射能の状況について毎年測定を行っています。

県内における環境中の放射性物質に関する2019年度の測定値について、異常値は認められませんでした。

## 人づくり・環境学習等

### ● 人づくりの推進

#### ◇ 持続可能な未来のあいちの担い手育成

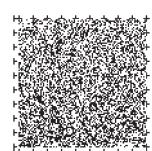
近い将来、地域の担い手となる大学生が、グローバルな視点を持って、継続的に環境配慮行動を実施していくプログラムとして「かがやけ☆あいちサスティナ研究所」（所長：大村愛知県知事）を2015年度に立ち上げました。本研究所は、パートナー企業から提示された環境面での取組に関する課題に対し、研究員である大学生が現場での調査や企業担当者とのディスカッションを通して、解決策を企業側に提案し、その成果を広くPRしていくものです。2019年度は、研究員40名がパートナー企業10社から与えられた研究課題に取り組みました。



かがやけ☆あいちサスティナ研究所の概要



成果発表会 2019 受賞チーム  
(チーム・TOPPAN)



## ◇ 高校生の環境学習推進

2017年度から開始した「あいちの未来クリエイト部」は、県内の高校生のグループが、専門家や活動全体の進行を補助するファシリテーターの支援を受けながら、環境に関する調査・研究を行い、その結果を基に環境学習教材を作成し、活用する事業です。



調査・研究活動の様子  
(ホタル養殖場の見学)

2019年度は、3校の参加グループがそれぞれテーマを設定し、専門家から基礎講座や調査の方法の指導を受けながら、調査・研究活動を実施し、その成果を基にボードゲームやカードゲームといった、小学生等若い世代も楽しめる環境学習教材を作成しました。

## ◇ 未就学児を対象とした自然体感プログラムの推進

県では、「もりの学舎」において、人と自然をつなぐ役割を果たす森の案内人「インタープリター」により、未就学児を対象として、幼いうちから自然に触れ、学び、気付きを得る機会を提供する事業を実施しています。



一日もりの学舎ようちえん  
での活動

### <もりの学舎ようちえん>

未就学児とその保護者を対象に、もりの学舎やその周辺で、四季を通して自然体感プログラムを実施しています。

### <一日もりの学舎ようちえん>

県内の保育園・幼稚園等を対象に、もりの学舎やその周辺で自然体感プログラムを実施しています。

### <森の伝道師派遣>

インターパリターを県内の保育園・幼稚園等に派遣し、園庭等の身近な環境で自然体感プログラムを実施しています。

### <子ども自然体感活動指導者養成研修>

保育士、幼稚園教諭やその職を志す学生等を対象に、園児に自然体感プログラムを実施するノウハウを身に付ける研修を実施しています。



講座の様子

## ◇ 中高年・シニア環境学習推進

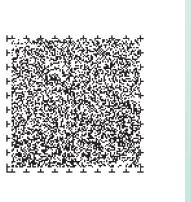
県では、2018年度に養成した中高年・シニア世代の環境学習講師「あいち eco ティーチャー」を小学校や環境学習施設等に派遣し、ごみや水に関する環境学習講座を実施しています。2019年度は講座を19回実施しました。



「Let's エコアクション in AICHI」でのワークショップ

## ◇ エコアクションの推進

県では、県民の環境に対する意識を地域全体の行動へと広げていくため、地球にやさしい身近な環境配慮行動の実践へとつなげる「あいちエコアクション」を推進しています。



2019年度は、11月23日、24日、刈谷市内で「Let's エコアクション in AICHI」を開催し、約9,500人が来場しました。

また、県内の環境学習施設のネットワーク「AEL ネット」を活用した環境学習スタンプラリーを実施し、2019年度は、67,853人の参加がありました。

## ● 環境学習の推進

県民一人一人の環境保全に対する意欲を高めるため、「あいち環境学習プラザ」及び「もりの学舎」を拠点にして様々な環境学習事業を実施しています。2020年4月に環境調査センター1階に移転したあいち環境学習プラザでは、体験型学習や実際の環境分析現場の見学等、施設の特色を生かして楽しく環境について学ぶことができ、もりの学舎ではもりの学舎キッズクラブ、インタープリターとあるく森のツアー、夏・冬おやこクラフトなどの事業を実施しています。



あいち環境学習プラザ

## ● SDGs 達成に向けた「人づくり」の推進

県は、2019年7月に内閣府から持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として「SDGs 未来都市」に選定されました。「SDGs の担い手」を育成するため、2019年度は「愛知県 SDGs ガイドブック」を作成し、県民に広く配布するとともに、SDGs の内容や具体的な活動を知ることができるセミナーや、SDGs の意義・必要性をカードゲーム形式で楽しく学べる参加体験型のワークショップを開催し、合計231名が参加しました。

## ● 国際環境協力の推進

過去の公害克服の経験や優れた環境技術の蓄積を生かし、(独)国際協力機構(JICA)などと提携した環境協力を進めています。2019年度には、中国などから53名の行政職員等の受入れを行いました。

## 環境における各種基盤施策

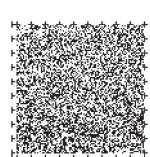
### ● 公害の防止・健康被害者の救済

名古屋市始め7市を対象地域とする「愛知地域公害防止計画」(2012年3月策定)に基づき、発生源などに対する各種規制及び監視を強化・充実させるとともに、下水道の整備、河川のしゅんせつ等の公害防止対策事業を始めとした施策を実施することにより、総合的な推進を図っています。

公害紛争処理法及び愛知県公害審査会の設置等に関する条例に基づき愛知県公害審査会を設置し、迅速かつ適正な公害紛争の処理に当たっています。また、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、被認定者に対する補償給付等を行っています。

### ● 環境影響評価制度

環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例においては、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物処理施設、公有水面の埋立て・干拓、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、新都市基盤整備事業、流通業務団地、工業団地及び住宅団地の造成等の事業のうち、規模が大きく、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を環境影響評価の対象としています。県は、事業の実施に伴う環境への影響について配慮されるよう、制度の適正な運用に努めています。



## ● 公害対策に対する助成

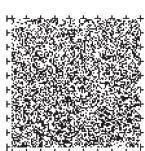
県は、中小企業者等が行う公害防止のための施設整備及び工場移転を対象とした融資制度や利子補給制度を設けています。

## ● 環境の調査・研究に関する主な施策

環境調査センターにおいて、大気、水質、騒音などの調査を行うとともに、国立環境研究所や地域の研究機関との共同研究を実施しています。

## ● あいちエコスタンダードの推進

県では、事務事業における環境に配慮した取組を自主的に推進していくため、「愛知県庁の環境保全のための行動計画」（通称：あいちエコスタンダード）を策定しています。2016年2月には、2015年度から2020年度までの6年間を新たな計画期間として定め、全庁を挙げて取組を推進しています。



## 表紙写真

|  |   |
|--|---|
| 食品ロス削減イベント&<br>ごみゼロ社会推進あいち県民大会<br>(名古屋市 オアシス 21)<br>2020年11月5日 | 施設公開セレモニー<br>(愛知県環境調査センター<br>あいち環境学習プラザ)<br>2020年7月21日  |
| トップ温暖化教室<br>(一宮市立浅野小学校)<br>2020年9月30日                          | 企業との協働による自然環境保全<br>地域保全活動<br>(瀬戸市 海上の森)<br>2019年4月18日   |
| 三河湾環境学習会<br>(蒲郡市 三河湾内)<br>2019年8月3日                            | かがやけ☆あいちサスティナ研究所<br>第六期生 開所式<br>(愛知県本庁舎正庁)<br>2020年8月3日 |

## 裏表紙写真

県の花  
カキツバタ

## 環境行政に関する県の問合せ先

| 局         | 課名                  | 所在地                       | 電話(代表)           |
|-----------|---------------------|---------------------------|------------------|
| 環境局       | 環境政策課               | 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1-2 | 052-961-2111     |
|           | 環境活動推進課             |                           |                  |
|           | 水大気環境課              |                           |                  |
|           | 生活環境地盤対策室           |                           |                  |
|           | 自然環境課               |                           |                  |
|           | 地球温暖化対策課            |                           |                  |
|           | 資源循環推進課<br>廃棄物監視指導室 |                           |                  |
| 東三河総局     | 環境保全課               | 〒440-8515 豊橋市八町通5-4       | 0532-54-5111     |
| 新城設楽振興事務所 | 環境保全課               | 〒441-1365 新城市字石名号20-1     | 0536-23-2117(直通) |
| 尾張県民事務所   | 環境保全課、廃棄物対策課        | 〒460-8512 名古屋市中区三の丸二丁目6-1 | 052-961-7211     |
| 海部県民事務所   | 環境保全課               | 〒496-8531 津島市西柳原町1-14     | 0567-24-2111     |
| 知多県民事務所   | 環境保全課               | 〒475-8501 半田市出口町1-36      | 0569-21-8111     |
| 西三河県民事務所  | 環境保全課、廃棄物対策課        | 〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4     | 0564-23-1211     |
| 同         | 豊田加茂環境保全課           | 〒471-8503 豊田市元城町4-45      | 0565-32-7494(直通) |

### ○ 愛知県の環境白書は愛知県環境局のホームページ「あいちの環境」でご覧になります。

<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/>

また、愛知県の環境白書は愛知県県民相談・情報センターで購入できます。

名古屋市中区三の丸2丁目3-2 (愛知県自治センター2階 情報コーナー)

TEL 052-954-6164 (ダイヤルイン)

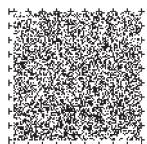
## 愛知の環境のあらまし

2020年12月

発行 愛知県環境局環境政策部環境政策課

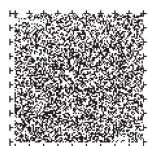
名古屋市中区三の丸3-1-2 (〒460-8501)

電話 052-954-6210 (ダイヤルイン)





## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



愛知県は「SDGs未来都市」として、  
SDGs（持続可能な開発目標）の取組  
を推進しています。